

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年6月28日

金 曜 日

第 3636 号

目 次

条 例

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	2
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
○富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	4
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	
○富山県税条例の一部を改正する条例	5
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	11
○富山県民共生センター条例の一部を改正する条例	13
○富山県食品衛生条例の一部を改正する条例	14
○富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	15
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	16
○富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	

条 例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県民共生センター条例の一部を改正する条例、富山県食品衛生条例の一部を改正する条例、富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第31号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第4第27の2項第1号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項第6号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第7号から第10号までの規定中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項第11号中「又は飼養施設の設置」を「飼養施設の設置又は犬猫等販売業」に改め、同項中第33号から第35号までを削り、第32号を第45号とし、第28号から第31号までを13号ずつ繰り下げ、第27号を第37号とし、同号の次に次の3号を加える。

39 法第25条第3項の規定による措置の命令又は勧告

39 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。次号において「改正法」という。）附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業の届出の受理

40 改正法附則第8条第1項の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

別表第4第27の2項中第26号を第36号とし、第25号を第28号とし、同号の次に次の7号を加える。

29 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

30 法第24条の3第1項の規定による変更の届出の受理

31 法第24条の3第2項の規定による変更又は飼養施設の使用の廃止の届出の受理

32 法第24条の4において準用する法第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）の規定による届出の受理

33 法第24条の4において準用する法第23条第1項の規定による改善の勧告

34 法第24条の4において準用する法第23条第3項の規定による措置の命令

35 法第24条の4において準用する法第24条第1項の規定による報告の要求又は立入検査

別表第 4 第 27 の 2 項中第 24 号を第 27 号とし、第 23 号を第 26 号とし、第 22 号を第 25 号とし、同項第 21 号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第 22 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

㉓ 法第 22 条の 6 第 2 項の規定による届出の受理

㉔ 法第 22 条の 6 第 3 項の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令

別表第 4 第 27 の 2 項第 20 号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項第 19 号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 18 号を同項第 19 号とし、同項第 17 号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 16 号中「第 14 条第 3 項」を「第 14 条第 4 項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 15 号中「第 14 条第 3 項」を「第 14 条第 4 項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第 16 号とし、同項第 14 号中「第 14 条第 3 項」を「第 14 条第 4 項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 13 号中「第 14 条第 3 項」を「第 14 条第 4 項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

㉕ 法第 14 条第 3 項の規定による届出の受理

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第 32 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第23条の2中「第183条において準用する場合を含む。」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。

(人 事 課)

富山県条例第33号

富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する理由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第34号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の219の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表の220の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表の220の2の項

中「（同令第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録証再交付手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付手数料」に改め、同表の 220 の 6 の項中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同表の 220 の 7 の項中「ねこ」を「猫」に改め、同表の備考の 4 を削り、同表の備考の 5 を同表の備考の 4 とし、同表の備考の 6 を同表の備考の 5 とし、同表の備考の 7 を同表の備考の 6 とし、同表の備考の 8 を同表の備考の 7 とし、同表の備考の 9 を同表の備考の 8 とし、同表の備考の 10 を同表の備考の 9 とし、同表の備考の 11 を同表の備考の 10 とし、同表の備考の 12 を同表の備考の 11 とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

（財 政 課）

富山県条例第 35 号

富山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県税条例（昭和 29 年富山県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条の 2 各号列記以外の部分中「及び法附則第 5 条の 5 第 1 項」を「並びに法附則第 5 条の 5 第 1 項及び第 5 条の 6 第 1 項」に改める。

附則第 1 条の 2 中「延滞金の」を「延滞金（法第 65 条及び第 72 条の 45 の 2 に掲げる期間についての延滞金を除く。）の年 14.6 パーセントの割合及び」に、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセント」に改め、「その年」の次に「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては

当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、第 27 条第 1 項に規定する延滞金（法第 65 条及び第 72 条の 45 の 2 に掲げる期間についての延滞金に限る。）の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 1 条の 2 の 2 中「日本銀行法」の次に「（平成 9 年法律第 89 号）」を加える。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成 26 年から平成 29 年までであつて、かつ、租税特別措置法第 41 条第 3 項第 2 号に規定する特定取得に該当する同条第 1 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 2.8」と、「39,000 円」とあるのは「54,600 円」とする。

附則第 9 条の 2 中「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）附則第 3 条第 12 項から第 14 項まで」を削る。

附則第 10 条の 7 中「及び地方税法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 19 項から第 23 項まで」を削る。

附則第 15 条の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項中「譲渡」を「土地等の譲渡」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「附則第 44 条の 2 第 2 項」を「附則第 44 条の 2 第 3 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法附則第 44 条の 2 第 2 項に規定する県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、法附則第 44 条の 2 第 2 項に規定する土地等の譲渡をした場合における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用

に供することができなくなった時の直前において旧家屋（震災特例法第11条の6第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第10条の5の規定を適用する。

附則第16条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、附則第3条の2第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」と、「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号の3を次のように改める。

- (3)の3 特定株式等譲渡所得金額（法第23条第1項第17号に掲げる特定株式等譲渡所得金額をいう。以下県民税について同じ。）に係る県民税に係る徴収金にあつては、特定株式等譲渡対価等（法第23条第1項第16号に掲げる特定株式等譲渡対価等をいう。以下県民税について同じ。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所

第33条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次

のように改める。

- (7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において県内に住所を有するもの

第33条の2第3項中「第47条第15項」を「第47条第12項」に改める。

第47条第3項中「の法人税割及び利子割」を削り、同条第4項中「第8項」を「第7項」に、「第9項又は第11項」を「第8項又は第10項」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「第13項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第53条第29項から第32項まで」を「第53条第26項から第29項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第6項」を「第5項」に改め、「第5項の規定による控除」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第10項」を「第9項」に、「第11項」を「第10項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第53条第36項」を「第53条第33項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第53条第37項」を「第53条第34項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項及び第13項を削り、同条第14項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項を同条第12項とする。

第51条の4を次のように改める。

第51条の4 削除

第51条の5の見出し中「国外公社債等」を「国外一般公社債等」に改め、同条中「国外公社債等」を「国外一般公社債等」に改め、「(個人に限る。)」を削る。

第51条の16中「又は租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、「(いう。)」の次に「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次条において「償還金に係る差益金額」という。)」を加える。

第51条の17中「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第51条の21第2項を削る。

第51条の24中「特別徴収義務者は、」の次に「法第23条第1項第16号に規定する」を加え、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は

当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第51条の25第1項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第2項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

附則第5条の2中「第8項から第11項まで」を「第7項から第10項まで」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改める。

附則第9条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につき法附則第33条の2第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「、当該上場株式等の配当等に係る」の次に「利子所得及び」を加える。

附則第10条の7の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「株式等」を「一般株式等」に、「第5項」を「第4項」に改める。

附則第10条の8を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第10条の8 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第34条及び第36条の規定にかかわらず、法附則第35条の2の2第1項から第4項までに規定するとこ

ろにより県民税の所得割を課する。

附則第10条の10第3項及び第4項中「、第2項及び第5項」を「及び第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第3条の2の改正規定及び附則第16条の改正規定（「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に改める部分を除く。） 平成27年1月1日
- (2) 第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第2条中附則第9条の2、第10条の7及び第10条の8の改正規定並びに附則第4条第3項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例（次条第3項及び第4項において「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 平成26年1月1日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の富山県税条例附則第9条の2に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が平成26年1月1日前に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第19項に規定する上場株式等の譲渡をした場合の第1条の規定による改正前の富山県税条例附則第10条の7に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条第2項の規定は、県民税の納税義務者が平成25年1月1日以

後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第 4 条 平成 28 年 1 月 1 日前に支払を受けるべき富山県税条例第 8 条第 2 項第 3 号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の県民税に係る附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正前の富山県税条例第 47 条第 5 項の規定による控除、同条第 12 項の規定による充当又は同条第 13 項の規定による還付若しくは充当については、なお従前の例による。

2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の富山県税条例の規定中同条例第 8 条第 2 項第 3 号の 3 に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成 28 年 1 月 1 日以後に行われる地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正前の富山県税条例第 8 条第 2 項第 3 号の 3 に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の富山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（税 務 課）

富山県条例第 36 号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和 39 年富山県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に、「租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備」を「同条第 1 項に規定する過疎

地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもの」に改め、「」をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「平成19年7月30日から平成24年7月29日まで」を「平成25年4月1日から平成30年3月31日まで」に、「IT関連製造業、医薬品関連製造業、機械・金属関連製造業又は健康生活関連製造業」を「環境・エネルギー関連産業、ものづくり関連産業、医薬・バイオ・健康生活関連産業、情報サービス関連産業又は物流関連産業」に改め、「（特定事業）」の次に「であつて同令第4条に規定する業種に属する事業」を加え、同条各号中「平成19年7月30日」を「平成25年4月1日」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「第12条第1項」を「第12条第3項」に、「第45条第1項」を「第45条第2項」に改め、「工場用の」及び「及び次条」を削り、「、又は」を「、若しくは」に改め、「限る。）」の次に「又は旅館業の用に供するものを新設し、若しくは増設した者（青色申告書を提出する個人又は法人（第2条の規定による課税免除の適用を受ける者を除く。）に限る。）」を加え、同項第2号中「工場用の」を削り、同条第3項中「工業生産設備」を「生産設備」に、「2,700万円を超える」を「500万円（資本金の額又は出資金の額が1,000万円を超え5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額又は出資金の額が5,000万円を超える法人にあつては2,000万円とする。）以上の」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「設備」の次に「（機械及び装置並びに工場用の建物に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条第1項、第3条並びに第4条第1項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成24年7月29日までに、同意集積区域内においてこの条例による改正前の第3条に規定する施設を設置した者に対して課すべき不動産取得税又は県固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日前に新設され、又は増設された設備については、この条例による改正後の第2条第1項並びに第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(税 務 課)

富山県条例第37号

富山県民共生センター条例の一部を改正する条例

富山県民共生センター条例（平成9年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「第10条」を「第10条第1項」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条から第12条までを次のように改める。

(利用料金)

第10条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号の

いずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表の1中「専用使用料」を「専用利用料金」に改め、同表の1の表の備考以外の部分中「の範囲内で知事が定める額」を削り、同表の備考第2項中「使用料」を「金額」に改め、同表の備考第3項及び第4項を削り、同表の備考第5項各号列記以外の部分中「の使用料」を「の金額」に、「通常使用料」を「通常利用料金」に改め、同項ただし書を削り、同項各号中「通常使用料」を「通常利用料金」に改め、同項を同表の備考第3項とし、同表の備考第6項中「の使用料」を「の金額」に、「通常使用料」を「通常利用料金」に改め、同項を同表の備考第4項とする。

別表の2中「専用以外の使用料」を「専用以外の利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県民共生センター条例第9条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県民共生センター条例第9条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

(男女参画・ボランティア課)

富山県条例第38号

富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。
第4条の見出しを「（漬物製造業等の届出等）」に改め、同条第3項中「第1項」

を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項又は前項」に、「届け出を」を「届出を」に改め、「又は」の次に「当該営業若しくは」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「者は」の次に「、あらかじめ」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

漬物製造業を営もうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 4 条の規定は、富山市の区域においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に漬物製造業を営んでいる者についてのこの条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「富山県食品衛生条例の一部を改正する条例（平成 25 年富山県条例第 38 号）の施行の日から起算して 10 日を経過する日までに」とする。

(生活衛生課)

富山県条例第 39 号

富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富山県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 55 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 24 条第 1 項」の次に「（法第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第40号**知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**

知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成20年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の15」を「100分の17」に、「100分の10」を「100分の12」に改める。

第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項中「平成20年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の12」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県条例第41号**富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「平成20年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「のうち次に掲げる」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により採用された職員（次項において「臨時的任用職員等」という。）を除く。）及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第2条から第4条まで又は富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条の規定により採用された」に改め、「第4条の3まで」の次に、「任期付職員条例第7条及び第9条第2項並びに任期付研究員条例第5条」を加え、同条各号を次のよう

に改める。

- (1) 富山県立大学長 100 分の 10.77
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

給料表	職務の級又は号給	割合
行政職給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 5 級まで	100 分の 7.77
	6 级以上	100 分の 10.77
公安職給料表	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 级以上	100 分の 10.77
教育職給料表(1)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級及び 4 級	100 分の 7.77
	5 級	100 分の 10.77
教育職給料表(2)	1 級及び 2 級（規則で定める職員を除く。）	100 分の 4.77
	2 級（規則で定める職員に限る。）及び 3 級	100 分の 7.77
	4 級	100 分の 10.77
教育職給料表(3)	1 級及び 2 級（規則で定める職員を除く。）	100 分の 4.77
	2 級（規則で定める職員に限る。）及び 3 級	100 分の 7.77
	4 級	100 分の 10.77
研究職給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級及び 4 級	100 分の 7.77
	5 級	100 分の 10.77

医療職給料表(1)	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 7.77
	3 級以上	100 分の 10.77
医療職給料表(2)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 5 級まで	100 分の 7.77
	6 級以上	100 分の 10.77
医療職給料表(3)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 5 級まで	100 分の 7.77
	6 級以上	100 分の 10.77
任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表	1 号給から 4 号給まで	100 分の 7.77
	5 号給以上	100 分の 10.77
任期付研究員条例第 5 条第 1 項に規定する給料表	1 号給から 3 号給まで	100 分の 7.77
	4 号給以上	100 分の 10.77
任期付研究員条例第 5 条第 2 項に規定する給料表	全ての号給	100 分の 7.77

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、給与条例第 1 条第 1 項に規定する職員（臨時的任用職員等に限る。）の給料月額、給与条例第 3 条及び第 4 条（第 9 項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

- (1) 基礎額が、その者に適用される給料表における給与条例第 4 条第 1 項に規定する初任給の基準に基づく職務の級及び号給のうち規則で定めるものの給料月額から当該給料月額に 100 分の 4.77 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額（次号において「特定減額基礎額」という。）に満たない職員 基礎額
- (2) 基礎額から基礎額に 100 分の 4.77 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額が、特定減額基礎額に満た

ない職員（前号に掲げる職員を除く。） 特定減額基礎額

- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 基礎額から基礎額に 100 分の 4.77 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額

第 2 条中「富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年富山県条例第 2 号）」を「任期付職員条例」に、「富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 3 号）」を「任期付研究員条例」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

平成25年 6 月 28 日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
